

福井市監査告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第5項の規定並びに福井市監査基準（令和2年福井市監査告示第20号）により監査を実施したので、同条第9項の規定及び福井市監査基準により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和7年12月19日

福井市監査委員	浅	野	信	也
福井市監査委員	堀	田	宏	憲
福井市監査委員	酒	井	良	樹
福井市監査委員	榊	原	光	賀

1 監査の種類

工事監査（土木）

2 監査の対象

R6公83号 稲津污水1号幹線布設工事（その3）〔和田中町・曾万布町地係〕

工事主管課：上下水道局 事業部 下水管路課

3 監査の着眼点

- (1) 建設等工事が、市の施策に基づいて、経済的かつ効率的に行われているか。
- (2) 設計、施工等が関係法令に基づき、適正に行われているか。
- (3) 安全への取組が適切に行われているか。

4 監査の実施内容

(1) 監査の方法

監査の実施に当たっては、契約関係書類及び設計図書等の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、工事現場の实地調査を行った。

なお、対象工事の設計及び技術面の調査については、公益社団法
人大阪技術振興協会と工事技術調査業務委託契約を締結し、同法人
から派遣された技術士の協力を受けた。

(2) 監査の実施期間

令和 7 年 7 月 2 9 日から同年 1 1 月 2 8 日まで

(現地調査日：令和 7 年 1 0 月 1 7 日)

5 監査の結果

上記 1 から 4 までに記載したとおり監査した限りにおいて、監査の
対象となった工事が法令に適合し、適正に行われ、最少の経費で最大
の効果を挙げるよう努めていることを認めた。